

# 目的と手段を取り間違えることなく、 社会基盤整備に貢献する

人間は、個々で生きる困難さに直面した時、種の繁栄と持続を図るため、群れの機能を最適化する手段として個々を律するルールを作る。ルールは、その作成前提条件の背景となる外的環境が変わらなければ最大多数の最大幸福に直結するが、現実社会では外的環境が変わらないことが寧ろ不自然で、外的環境変化に対応してルールも変えるべきである。一方、人間の意識変革は困難で時間を要し、さらに、手段は目的に変わり易いという特性から、ルールは個々をがんじがらめにして最大多数の最大幸福という機能が失われていくのが常である。

我が国土もその基幹である社会基盤も外的環境が激変した。その背景は地球規模での物理的・時間的な距離の短縮、排他的経済水域を含む日本列島の地政学的認識、頻発する天災、社会基盤整備に対する国民の意識変化などである。国家事業である社会基盤整備にとって現在は明治維新後や敗戦後の状況に近いと言えよう。

社会基盤は、点ではなく、線・面として繋がってこそ本来の機能を発揮する。地震・台風・集中豪雨・噴火など天災が頻発する我が国では、社会基盤をネットワークとしてリンクし、さらにダブル化することで強靱、且つ持続可能な国とすべき宿命を背負っている。しかし、整備が進むほど不要感が強くなる社会基盤の限界効用特性により、整備が進み有権者数の多い都市部国民は地方から享受している恩恵を忘れ、社会基盤整備不要論を唱える有様である。加えて、20年余りにわたり明確な国土ビジョン確立とビジョン達成への金額入

りコミットメント作成を政治は怠ってきた。

現在我が国では、これまでにない大規模な天災頻発に加え、社会基盤老朽化に起因する構造物の破壊・破損の頻発や人命損失が発生し、しかも老朽化した社会基盤に頼らざるを得ない高齢化社会に突入している。今こそ、社会資本の真の所有者である現在と未来の国民に対して、安全・安心な国造りを目的として、既存社会基盤の維持管理・修繕・更新、既存社会基盤のネットワーク化とダブルネットワーク化を推進することが喫緊の課題である。なぜなら、現在の国の姿は先哲の苦勞の賜物で、これまで以上の強靱な社会資本を有する国として国際競争を勝ち抜け、持続可能な国を目指すことが、現在の果実を享受している我々の責務だからである。時間軸で変わる外的な自然環境や社会環境、地球軸で変わる国際社会環境に適応(Adaptation)できることは持続(Sustainability)の必須条件である。適応と持続は表裏一体で、強い国が勝ち残るのではなく、勝ち残った国が強いのである。但し、勝ち残るためには、目的と手段を取り間違えず適応できる国でなければならない。

しかるに、100年超の構造寿命が要求される社会基盤では時間を超越して「良いものを、速く、安く」という哲学が要求されるにもかかわらず、その建設最前線では「安ければ良い」との間違った認識に基づく一般競争入札で、ここ数年ダンピング受注が横行してきた。結果として、建設にかかわる技術者・技能者は未来に希望を持たず離職・転職し、建設会社もヒト・モノへの投資を諦め事業縮小・廃業した。これを数字で示せば、建

一般社団法人 日本建設業連合会 公共積算委員長  
株式会社 大林組 代表取締役 副社長執行役員

かな い  
金 井

まこと  
誠



設投資額は80兆円から40～50兆円へ、建設会社は53万社から47万社へ、技能者は450万人から340万人へ、技術者は235万人から160万人へと激減した。これは、安ければ良いと考え、過度の価格競争を誘導する一部発注者の責任でもあるが、それ以上に建設産業に身を置く企業としての社会的責任を理解していない近視眼的な建設業経営者の責任でもある。

また、社会基盤整備の円滑なる事業執行を妨げている大きな阻害要因に会計法・予決算がある。社会基盤整備の適切、且つ円滑な手段であるべき会計法・予決算が、結果として社会基盤整備の担い手である技術者・技能者や建設業者を建設産業から追い出し、新たな参入の障害となっていることで、社会基盤ネットワークが不完全でヒトとモノの流れが阻害され、国の弱体化を招いているのは皮肉である。旧態然とした会計法・予決算に縛られる上限拘束性というルールは、現在の社会環境のもとで本来の目的を果たしているといえるのか？社会基盤整備が遅れることで被る国力低下と経済的損失を考慮すれば、ルールを変えるべき時期にきているのではないだろうか。

このような八方塞がりのもとで、今般の「公共工品の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立は当を得た対応で大いに評価したい。本法施行で、行き過ぎた価格競争によるダンピング、現場の担い手である技術者・技能者の減少、発注者マンパワー不足、地域の維持管理体制への懸念、受発注者の負担増大といった課題が解決され、①公共工品の品質確保の担い手の中長期

的な確保・育成、②下請け契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労務環境の改善が大幅に前進すると確信する。さらに、技術提案交渉方式、段階的選抜方式、地域社会資本の維持管理に資する方式、若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制などを審査・評価する方式など多様な入札契約制度の導入・活用が進み、多様化した社会の多様なニーズに柔軟に対応でき、持続性のある国造りに貢献できる建設産業の健全化が期待される。本法の理念を現場で早急に実現するため、法の目的と基本理念を理解したうえで強い意志を持って運用することを望むものである。

今回の改定は、受発注者を対立関係と捉えクレーム処理で問題を先送りするFIDIC方式ではなく、受発注者をパートナーと捉え抽出したリスクを相手に押し付けず共に軽減・解消するPartnering方式に近く、Win-Lose（勝つか負けるか）からWin-Win（共に勝つ）への関係転換である。信頼と協調が前提（Trust The Team!）で、情報共有とオープンコミュニケーションを通じ相互依存の『運命共同体』として共通のゴール（安全に良く速く安く、Best for the Project!）に向かい互いにコミット（Pain/Gain Share）することが不可欠である。受注者として信頼されるに足るパートナーを目指したい。